

第9回 上田市教育行政のあり方を考える有識者会議

日 時 平成19年12月26日(水)午後2時30分から

会 場 消防会館(中央消防署)3階大会議室

出席者 有識者会議委員

戸田忠雄座長、荒井裕司副座長、斎藤繁子委員、齊藤忠彦委員、佐藤智恵子委員、
中村和幸委員、日比英子委員、廣川岩男委員、福井秀夫委員、堀雄一委員、
宮尾秀子委員、宮坂公子委員

事務局 宮下政策企画局長、宮川政策企画課長、両角政策企画担当係長兼教育政策担当係長(政策企画課)、井出総務企画担当係長(教育委員会教育総務課)

傍聴者 一般 31人、報道機関 5人

宮下局長：

皆さんこんにちは。本日は年末で大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本会議につきましては、1月にスタートして以来、本日で9回目を迎えているわけでございます。それぞれのテーマにつきましてこの間熱心にご議論をいただいておりますこと誠にありがとうございます。お陰様で教育に関するこの地域の議論も高まってまいっております。大変有難く思っているところでございます。本会議につきましては、第1回の冒頭で母袋市長から審議テーマにつきましていくつかお願いをしてまいりまして、その方向で順次進めてまいってきているところでもございますが、議論が白熱したようなこともございまして、一部審議未了の部分がございます。従いまして、この19年度中にまとめが出来るかどうかということにつきまして大変難しいという状況でございます。この後、事務局から今後の会議予定につきましてご説明を申し上げまして、この3月で締めるのか、又、20年度に一部またがって進めるのかということについて本日議論をいただきまして、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

事務局：

それでは本日欠席されている委員のご報告を申し上げます。清水卓爾委員、宮沢怜子委員、お二人がご欠席でございます。更に毎度のことでございますが、傍聴の皆様にご会議中静粛にさせていただくようお願いいたします。前々回、会議中傍聴席からお声が出て残念な状況がございましたので是非ともご協力をお願いしたいと思います。私からは以上です。

宮川課長：

ただいま、宮下局長の方からご挨拶の後に申し上げましたように1月に市長から皆様にご議論をお願いするにつきまして、市長への提言としておまとめにつきまして19年度一杯、つまり20年3月を目途にお願いをしたいということをお願いし、皆様には20年3月までという委嘱の期間でお願いをしたという経過がございます。現在まで多様なご議論をいただいております、お手元の方に有識者会議の経

過及び今後の予定案ということで先程配布させていただいてございます。こちらをご覧いただければ有り難いと存じますが、ここにありますように 8回まで現在ご議論をいただいておりますけれども、この裏面の一番最後に、会議立ち上げに当たり市長からご議論をお願いしたい事項といたしまして、大きな丸で 3点掲げてございますけれども、このうち 2番目の丸の下から 2番目の黒ポツの幼保小中一貫教育に向けた課題及びそのあり方についてという点、これは本日ご議論いただく予定になってございますけれども、この他に 3つ目の丸にあります国、県、市町村の役割と責任ということで、特に教育委員会制度に関わる課題ですとか、市長部局と教育委員会との所掌事務の見直し、役割の責任という点になるうかと思っておりますけれども、このところがまだ議論に入っていないという状況がございます。市長といたしましても皆様から提言をいただいた後、その内容について政策選択をしていく上では重要な要素にもなるということだろうと思っております。前回の会議の最後に申し上げましたけれども年度内 3月までに一定のまとめをお願い出来ないかとその時は申し上げますけれども、今後の予定の中で年明け 1月、2月と、年度内はあと 2回お願いをして、3月は年度末で中々お忙しいということから、開催は困難だろうと思慮されますことから残る期間で只今申し上げたことについてご議論を続けていただいて、その上で市長への提案書の中身についても委員の皆様にご確認をいただく場が必要になるだろうと考えてございまして、その点からも、3月までに提言をおまとめいただく、確認いただくということは、これは時間的に大変厳しい状況であるということで、そこで新年度の 4月以降に任期を延長させていただけたらということでご議論をいただいて市長への提言というかたちでおまとめいただくについて、4月以降も予定案としては 2回会議を入れてございますけれども、2回ないし 3回ご議論の会議をお願い出来ないかということで提案をさせていただいて、事務局の方から対応させていただきたいと存じますけれどもよろしく願いいたしますが、座長の方でおまとめいただければ有り難いのですが、よろしく願いいたします。

戸田座長：

それでは、今の事務局からの提案についてはいかがでございませうか。ご意見ありますか。

堀委員：

重要な問題だと思いますので会議の回数ををどこで区切るということじゃなくて、充分議論をして結論を出すべきだと思いますので、事務局の申し出の通り延長してやっていただきたいと思っております。以上でございます。

宮尾委員：

私も堀委員と同じで是非延長をしていただきたいと思っております。ずっと議論をされてきた内容が学校選択と教員評価とバウチャー、このへんの議論はとてもし尽くせないほど色々な案が出ていますが、どうも私もこの頃、市民の方からちょっと聞かれまして、「この会はその 3本柱だけを議論する会なんですか」というふうに見えているようで、そうに言われました。「実はそうではなくてこれから沢山市長から話して欲しい議論の内容ってあるんだけど、中々大切な内容が今論議されていて進まない現状がある」というふうにお話しましたら、「ああそうなんですね」ということでどんどんいろんな角度からやって欲しいというふうにも、その他あるんじゃないかということも言われていますので、是非延長をしていただけた方がいいと思っております。

戸田座長：

他にご意見ありますか。どうぞ。

中村委員：

十分議論するというのは大賛成ですが、まとめのイメージがよく分からないので、それをちょっと確認したいと思うんですけども。今、宮尾さんが言われたように、学校評価、学校選択制、バウチャー制に関しては、議論が対立しているという状況なんですけれども、そういう状況の中でまとめという段階のために延ばすということはある一定の方向に議論が対立していてももって行くのではないかという心配が、この会の進め方を見ていても心配があるんですけども、その延ばして有効な議論ならいいんですけども、ある一定の方向に結論を導いていくという方向で延ばすんですしたら私は反対です。勿論、教育のいろんな課題については審議、検証していかなければいけない部分がありますので、本当に一つのテーマでももっと議論しなきゃいけないということは重々よく承知はしているつもりではありますが、ただそういう危惧があるのでちょっとそこを確認したいというふうに思います。

戸田座長：

他にご意見ありますか。どうぞ。

齋藤繁子委員：

やはり十分議論するという事は非常に大切だろうと思います。今、中村委員の方からある一定方向に出すのではないかと、多分、私達そんな権限を持っていないとこの中で、ただ色々な意見が出てきて、初めてそこから次の行政的とか政治的な施策が生まれてくるんであって、ここで一定の方向ということは無いらろうと。いくつかの意見をやっぱり出し合ってその中で一番いい方法を選ぶのは多分、市の行政の方ですので、地方分権と言われている現在、やはり上田市としてどういう方向でいくのか。どういう考え方があるのか。どういうことで対立しているのか、ということをはっきりさせることがこの委員会の一番の主旨ではないかと思っておりますので、本当に十分議論を尽くして、折角、私も委員になったので、やっぱり議論を尽くして初めて「ああやったかな」と思っておりますので是非、延ばしていただければありがたいかなと思います。

戸田座長：

どういうふうにしましょうか。私の方から延ばしてやるとか、任期で終わるということを上げる立場ではないわけですから、それは市の方から私どもは委嘱を受けているわけですから、市のお考えをお聴きして、そして皆さんのご都合もあろうかと思えますし、私自身も都合がございますので、そのへんは何とも言い難いですね。ただ、中村委員の先程の発言は、要するに延ばして構わないということでしょうか。それとも辞めた方がいいか。今はどちらか二者択一を市の方からお願いされていると思うんですけど。どういうふうに解釈すればよろしいですか。

中村委員：

十分議論するということで確かに時間が足りないと思っておりますし、それはその通りだと思います。そういう意味で延ばすということは、それはいいかなと思っておりますが、最終的なまとめがどういう形になるか分かっていない現状で、特に 3点セットと言われるところでは対立しているわけですから、それがどういうかたちで市長に報告していくか分からないので、そうするとそのところに一方的なものが入っていくというための時間延ばしだったら私は反対だということです。

戸田座長：

それは全然、中村委員のおっしゃることがよく分からないんですけど、前回の議事録をよく読んでいただくと分かるかと思っておりますけれど、そのまとめの仕方については前回随分議論をしたんですね。そうですね中村さん。覚えていますか。

中村委員：

とても失礼な言い方だと思うんですけど。

戸田座長：

失礼って議事録をよくご覧いただければ分かる。

中村委員：

私も理解はしていますよ。理解して今敢えて言っているわけで。

戸田座長：

だからまとめ方がどうかっていうことを又、議論していると、それで時間がかかるから私は申し上げているんですよ。それで延長するにしても何にしても私の方としてお願いしたいのは、是非、会議の運営にご協力いただきたいということなんです。というのは同じ話がぐるぐる回っていて、これも前回は申し上げました。だから進まないものですから次の議題にも中々進めないという実情があるということは事実ですね。ですから、むしろこういう進め方は非常に不毛な進み方であるならば、これ以上延長して出たくないという委員さんの声もあるかもしれない。私自身もそういう気持はございます。ですからもう少し建設的な前向きな議論をしていただきたいと思います。それからもう一つは、この会議のそもそもの成り立ちは、これも前回申し上げましたからその都度申し上げますから繰り返しませんけれども、市長から与えられた一定の議題とミッションに基づいて問題点を指摘したりあるいは提言をしたりするわけですから、全てそれについて否定するということであれば議論の意味自体がないわけですね。ですから当然提言があって、その提言が不適切というかそれに沿って不適切ということであれば別の提言、あるいは代案を出して、勿論、そうしていただいた方がいいと思います。ですからなるべく具体的にそういう代案を反対なら反対で結構ですので、代案を出すというふうに建設的に進めるということでご協力いただきたいというふうに思います。というわけでどうしましょう。今の大体の様子を勘案していただいて、事務局の方で、又、個々に委員さんによってはご都合が悪いと、新年度以降はちょっとというケースもあるかもしれませんが、それを全部一緒に私の方で全員一緒にの舟でこのままというふうに申し上げる権限は私の方には無いような気がするものですから。

佐藤委員：

私達は市長さんから一人ひとり委嘱されているわけですよ。そこで来年の3月末まで任期がありますよということで、委嘱されて最初から1年3ヶ月という期間は決まっていたわけですよ。その中でこれだけの内容をやらなければいけないということも最初から決まっていたことです。これはかなり一つひとつが重要な問題でありまして、これ一つひとつ本当に大変な問題なんですけれど、じゃあ今ここにきて間に合わないから会議を延長するということは、これはこの会の運営自体と座長の責任問題にもなってしまいますよね。正式に市長から私達が一人ひとり延長をさせて欲しいという依頼は受けていないわけですから、今ここで延長するかしないかを議論するのはおかしいと思うんですけども。もし間に合わない、まだ来年3月まで任期があるわけですから、これ2回延長したからといってこの一番重要な国、県、市町村の役割と責任というものは、議論し尽くせないと思うんですよ。1ヶ月に1回の想定ですけど、別にこれは1ヶ月に1回という決まりがあったわけではないので、もし出来ないんだしたら、もっと回数を増やすとかいろんな方法がまだあると思うんですけども3月末までには、そういうものをもうちょっとご検討いただくべきじゃないでしょうか。

宮川課長：

今、委員の皆さんからいろんなご意見を頂戴いたしました。委員さんからは議論を尽くして、場合によっては新年度に入っても議論をするべきだというようなご意見もいただきましたし、只今は3月まで

にというお話もいただきました。佐藤委員からは市長からの委嘱ということもありますということもご指摘をいただきましたので、只今いただいたご意見を事務局としていただきまして、個々の委員さんにも市長の方からお願いをしているということもございますので、4月以降につきましては、只今の皆さんの意見を私どもの方で受け止めさせていただいて、個々の委員さんに任期の延長が可能かどうかを含めて確認させていただくということをお願い出来たらと思うんですけれどもよろしいですか。

福井委員：

今の事務局の方でおまとめになったことで基本的には結構なんですが、一点補足的にご指摘申し上げますと、この委員の委嘱というのは、この合議体を設置する時に個々の委員に対する市からの依頼ということであったわけです。ここのところで、延長するかどうかということについて、市としてももう少し議論を継続して欲しいという意思がおりだとお見受けしましたので、市から各委員に対するご依頼があったと私は理解しました。市長の意思を当然呈しているわけですね。それに対して、合議体で議決をして全員の任期を延ばす、延ばさないということは、座長のおっしゃる通り本来決めるべき問題でもございませんから、市として何回ぐらい延長を前提にしていつ頃まで延ばしたいということを各委員に個別に当たられて、それが是とされる方は引き受ければいいし、そういうことは是としない方は辞任されればいい。それだけのことだと思います。個人の意思次第だと思います。

宮川課長：

ただ今のご助言を受け止めさせていただいて、対応させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

戸田座長：

その問題は私もそういうことであろうと思いますので、私の方でまとめるというわけにはいきませんので、これは前回は申し上げたですね。そんなことでよろしく願いいたします。

それじゃあ議題の方に入りまして、継続議題になっております学校選択の問題と利用券の問題を前半にやりまして、後半に幼保小中一貫教育に関わる課題等についてということを進めたいというふうに思っております。それじゃあ学校選択について、利用券についてそれぞれペーパー、資料、その他ご用意いただきご提言もあるようでもございますので、最初に学校選択について齊藤忠彦委員の方からお願いいたします。

齊藤忠彦委員：

はい、学校選択についてですが、よろしく願いいたします。会議が重なってしまって、こちらの方の会をしばらく休んでしまって大変失礼いたしました。一応、議事録で確認はしてきたつもりですが、もし落ちがあったりしたらご指摘していただいて、私の話を進めていきたいと思います。昨日、徹夜ちかくでこの資料を作って、本当はプレゼンで少し格好よく動きなども入れてと思ったんですが、時間の関係でギリギリ間に合わなくて、今から前の方に投影させていただきますが、一応、資料として3枚の資料をA4版ですが皆様方のお手元にお配りしたいと思います。一応、プレゼン形式なもので、先の方は後のお楽しみではないんですが秘密で進めていきたいと思います。プレゼンの資料では入れられなかった資料を齋藤繁子さんの方からちょっと回していただいて。これは学校選択制に関わる資料をインターネット関係で集めたものがありますので、学校選択を現在実施している市町村の資料をホームページからとったものです。あと来年度から学校選択制を実施しようとしている富山市の事例紹介の資料を佐藤さんの方から回させていただきます。あとは学校選択を実施した上でそのデータをアンケート調査とかたちでまとめておられる千葉県松戸市の教育委員会でもまとめたアンケート調査の結果の資料

があります。これも枚数が多いものでコピーしませんでしたがいけません。これも回させていただきます。それでは場を前の方に移らせていただいて。本当は後の傍聴の方にもご覧いただきながらと思って大きく字を入れれば良かったんですが、小さいところもあって大変申し訳ないんですがよろしく願いいたします。

先ず文科省の方向として、これは第 5 回目の確か資料 7 だったか、そのあたりのところにこの文はあったと思うんですが、文科省の方向として市町村、教育委員会の皆様へということで、新たな学校選択制への取り組みについてという一文があります。その中には「学校選択制の導入については本事例集に収録された事例を参考に市町村教育委員会において、その方向や効果等について認識し、その是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うようお願いします」という一文があります。こういう文言がありますので、全国それぞれの市町村、自治体で検討に入っているという状況ではないかと思えます。平成 17 年度 3 月末の実施状況ですが、新しいデータが私も手に入らなくて、ちょっと古いデータですが、学校選択制を実施している全国での小学校は約 88% 自治体にあると、中学校は 11.1% であると、更に検討している自治体も多く現在はこれ以上の数値になっているかと思われまます。2 番目に学校選択制の分類ということで、これも文科省のホームページからとったもので以前の資料の中にあるかと思えますが、上の方からご覧いただきまして、「自由選択制」というもの。例えば市の中で 10 校あったらその中から全て 10 校にいけるという選択制だろうかと思えますが、かなり自由な選択です。2 番目は「ブロック選択制」ということで、市の中を A ブロック、B ブロックと分けたいえで選択していくものというものであろうかと思えます。3 番目ですが、「隣接区域選択制」ということで、現状の通学区は残したまま隣接区については選択が出来るという方法。そして 4 番目は「特認校制」ということで、通学区は残したまま特定の学校についての選択制という方法。そして次ですが「特定地域選択制」というのは、通学区は残したまま特定の地域について選択するという方法で、これは現に長野市におきましては、中心の後町小学校、鍋屋田小学校、山王小学校の特定の地域だけ実際に選択制ということが実施して行われてきています。その件については後で説明させていただきます。

さて、全国で行われている状況でありますけれども、やはり東京都は圧倒的に実施している学校が多く、埼玉県、広島県でも実施状況が進んでいるんです。北陸は実施しても、これは冗談かどうか分かりませんが、雪が多くてあまり通学に大変で遠くには行けないだろうという話で北陸では進まないのではという話が冗談半分にあったようですが、しかし金沢市では平成 18 年から、そして富山市の資料をご覧いただいておりましたが、平成 20 年から実施の方向で進んでいるようです。導入の可能性が高いのは、人口規模が 10 万人から 50 万人の市ということで、上田市も 16 万人ということで一応対象の中に入るのかなあということでここではあげさせていただきました。

さて、実施したはいいんですが、その結果がどういうことであるかということで、私自身も結果については非常に気になります。文科省ホームページにもそのデータが掲載されていまして、一応報告があるんですが、ただ客観的な数値が少なく、あまり私自身はどうも納得出来ない部分もあつたりします。そこで私はインターネットのホームページで実際に実施して良かったのか、それとも問題が生じているのかということに注目しまして、こちらの方から回している資料のところにデータ等が載っていますが、実際の子供達はどうか、そして保護者はどうかという資料をちょっと集めてみました。

横須賀市ですが通学区は残しています。あとブロック選択制ということでありますが、中学校を選択出来たことについて 6 年生の児童、子どもを対象としたものですが、これは実際に行く前ですよ。選択出来るということについて良かったが 63%、保護者も良かったというのが 66% あります。平成 18

年度のアンケート調査です。これは横須賀市の教育委員会のホームページでアンケート調査の集計結果が非常に細かく載っていますので、もし興味がある方々はお覧いただけたらと思います。

次に2番目として千葉県松戸市のものですが、この結果をこちらの方から回らせていただいています。小、中学校の保護者対象のアンケートで、この松戸市の面白いところは平成16年の結果と平成19年の結果を比べているところです。平成19年は実施して良いと答えた保護者の方は85.2%、平成19年度は88.9%ということで増えている状況です。これがホームページに載っていたデータで非常に分かりにくいかと思いますが、下のグラフですね水色のところが良いと、あと良くないというのが僅か上の方に10数%出ていますが、お手元の資料をご覧ください。

3番目に東京都多摩市の状況です。従来の通学区は残っています。そして各校選択制の受け入れは20から40ぐらいの人数で各校によって異なります。これは小学校5年生の保護者を対象としたアンケートということでおそらく中学校に進むにあたって選択制の実施はどうかというアンケートをとったのだと思われます。約8割が賛成というふうに記されていました。

4番目に埼玉県草加市の状況です。従来の通学区は残す。私も十分把握出来ない部分もあったんですが、中学校が選択出来ること、生徒にとって良い79%、保護者が良い73%、これは平成19年度のアンケート調査です。

そして富山県の事例ですが、これはこれから実施することなので、アンケートの調査の結果も全くありませんが、市内26校で実施をします。従来の通学区は残して通学区外からの受け入れは各校で、これは多分学校で希望を出しているかと思いますが、少ないところは3名しか選択の人数が集まらないというふうに出ています。多いところは33名、どうも33名のところは結構進学に力を入れているところのように私は見受けましたが、その資料をご覧くださいお手元の方に回っているでしょうか。富山市の私立中学校の学校紹介というパンフレットを作って配布をしているようです。この結果については今後ゆくえを見たいというところでもあります。これがパンフレットの表のところではありますが、それぞれの学校の特徴が約2頁ずつ紹介されているかと思います。

さて、県内の状況ですが、県内では先程申しましたように長野市ですでに実施されています。これは通学区特例校制度という名称が付いているかと思いますが、後町、鍋屋田、山王小学校の3校で実施してきていますが、既にその結果が子ども達の人数で出ていまして、後町小学校は平成24年で閉校という方向に進んでいるようです。人数が少ないということでもあります。ただ、これは長野市については私もあんまり細かいところは分からないですが、3校が中心で多すぎるということで1校にしていきたい、当初は確か鍋屋田と後町を閉校として山王に集めるという方針を市から出したんですかね。それが大分批判が出たようで、そしてこういう方策を長野市であえてとって自然淘汰だという言葉が非常に悪いんですが、そういう中で子ども達が選んで結局山王と鍋屋田が残っているという状況になっているのではないかと思います。

次ですが、限定隣接学校選択制度、これは多分平成20年度からの実施だと思いますが、大規模校についての解消ということも含むかと思いますが、隣接学校への選択が可ということで、市の広報で出されました。私も長野市に住んでいるものでその広報を見て、じわじわと長野市でも進めているなという印象を受けたんですが、特に中学校関係についても例えば隣接学校に進んだ子どもはそのまま中学校も該当する中学校に行けることになるようなことが書いてありましたので、中学校もひょっとしたら今までとは変わってくるのかなと。これは私の印象ですので、長野市はどう考えているか分かりません。須坂市につきましては、通学区の弾力化を一部で検討しているという資料が出ていました。これは新聞と

ホームページでも出ていましたので、その結果はどうなったかちょっと私も追っていない部分があるんですが須坂市でも検討しているようです。県内につきましては、私がつかんでいるところでは 2つの市だけですが、もし事例がありましたらご紹介ください。

次に見解ということで、見解などというほどのことではありませんが、これは一般論としてこれは上田市のことではありません。私自身が考えた一般論としてですが、自由選択制は将来的に学校間格差と混乱を生じさせるため私は反対だなんて書きましたが、一般論としてですが自由選択制は結構厳しいのではないかと。ただ、現状で多くの市町村で実施されてきている一部選択制、隣接区域の選択制などについては、検討の余地はあるのではないかと。これは理由としては隣接区域で逆に学校が近くなるという場合もあります。現在、遠くの学校に行っているんだけど実は隣に学校があつてなんていうケースもあります。あと通学区面で隣接の方が本当は安全だとか、友人関係とか、希望する部活動などが中学校の場合はあるという理由から、これはある意味では中学校の場合は特に有効なことも考えられます。

あと、先程ご覧いただきましたように、現在実施している市町村、自治体では子ども、保護者からも多くの賛成意見が出ているという事実でありますので、実施方法によっては混乱を招いている自治体もあるかと思いますが、多くの市町村では 7割、8割がたは賛成を得られているという現状もあることをご紹介したいと思って書かせていただきました。

中学校における具体例と書きましたが、例えばこんなことも出来るのかなと。一般論ですが、通学区は現状のまま残して入学者数の 1割程度、これは 1割程度と私がただけですが、を選択制。例えば A、B、C の中学校があつて、A 中学校が入学者が 120人、3クラスの内 12人程度は選択可。B 中学校は入学者数 160名、4クラスでその内の 16人程度は選択可。C 中学校は入学者数 200人、5クラスのうち 20人程度が選択可というような方法で一部選択制というのは実施可能であろうかなと。これは一般論です。

さて、上田市についてです。ここからが本題であります、現在この委員会でも従来の通学区から改め学校選択制についてはどうかという検討をしております。そして前回までの報告書を私自身も拝見すると賛成という積極的に進められる方と明らかに反対だということで意見を出される方と本当に 2つに分かれているような感じがします。このままでは本当に方向が 3月までに出せるかっていう先程の意見でもありましたけれども、私自身もどうなのかと思うんですが、実はここには私自身の考えですが、実際の子供達や保護者や教師がどう考えているのか、現在上田市の学校に在籍している子供ですが、その意見が実はこの委員会の中では十分に論議されていないのではないかと。というふうには私は感じています。最初に母袋市長さんが生活者起点というキーワードを出していただいて、その立場から論議していただきたいということで私達この論議に入っているわけですが、実は生活者である子供の声も保護者の声も一部の声は聞こえてきているかと思うんですが、全体的にはどういう声があるのかということについて、実態把握が出来ていない状況であるというふうには私は感じます。あとは上田市の教育の理念、これまでの歴史と今後の展望、これらを含めた上で実態を把握して現在の保護者、現在のというのは私も一応子どもが小学生で小さい子がいますが、段々世代が変わってきていますので、現在、これからまた上ってくる子ども、そして保護者はどう考えるのかということをやはり論議しなければ将来の上田市の教育については十分論議出来ないだろうと。

そこで提案ですが、混乱を招くような提案ではいけないんですが、教育委員会で検討しなさいという文言が文科省からも出ていますが、上田市教育委員会の中に、もし学校選択に関するものであれば、学校選択に関する、それに特化した内容の委員会をやはり設置しなければ、先に進むことは出来ないの

はないかなと私は考えます。名称としてこれは勝手に付けたものですが、「学校通学検討審議会」なんて書きましたが、このような委員会を設けて慎重に論議する必要があるかと思えます。

先ず第一に子ども、保護者、教師を対象としたアンケート調査の実施が必要かと思えます。あと上田市の教育理念がその中に入ってこないといけないと思えます。その上でこの学校選択制については、本当に上田市にとっていいものなのか、それとも上田市にとっては厳しいものであるのかということを経験を出していき一番大事なところを論議しなければならないというふうに思っているんですけど、まとめということで最後にダラダラと書きましたが、一応確認させていただきます。「学校選択制は全国で1割以上の自治体で実施されており、県内でも長野市などで一部実施されていると。上田市においてはその導入が適切かどうか学校通学区域検討審議会仮称を設置し、先ずは上田市内の学校に通学する子どもや保護者、教員を対象としたアンケート調査を実施するなど、市民の声に耳を傾け、上田市の近未来の教育理念を展望しつつ慎重に審議すべき。」ということで私の提案、そしてまとめとさせていただきます。と思います。

教育バウチャーについては、これは余計なことを書いてしまいましたが、私は基本的には上田市単独で、教育バウチャーの程度も色々あるかと思えますが、極端なバウチャー制度を導入していくことは混乱を招くのではないかというふうに考えております。貴重なお時間を頂戴いたしましたが、私の意見を述べさせていただきます。以上になります。

戸田座長：

はい、ありがとうございました。どういうふうにしましょうかね。学校選択制とバウチャーと両方、ご提言とご意見をいただいたわけですが、このペーパー全体について質問なり、ご意見をいただくということでよろしいですね。齋藤繁子委員の方のペーパーを先にやって一緒によろしいですか。

齋藤繁子委員：

それではペーパーをお配りしたと思えます。この前の前の会議の時に私はバウチャーのことで一旦提案をさせていただいたんですが、只今、齋藤忠彦先生がおっしゃられたように結構バウチャーというこの概念といいですか、これはまだ一般的ではなくて、多分どの様なかたちで用いて、どの様なふうにするのかなというところで、実際に運用する方達がきちんとした目的とかそういうものが分からないと結構混乱するのではないかなという懸念はかなりありますし、異論もございまして、国の方もちょっと曖昧な、今日、新聞をご覧になるとお分かりのような感じになっていると思えます。ただ、今回提案をさせていただきましたのは、実は一番懸念したことは、不登校児等が非常に多い上田市が他のところと違って多いという数字が前の会議に出ていました。それともう一点です。第4回に浅井さんがここでご指摘いただきましたように、外国籍児童の教育問題、これは多分上田地域では他のところとちょっと違ったかたちで結構特徴ある地域だろうと思えます。この2つの観点からここが一番私は問題だろうかと、上田市にとってはこれからも問題になるし、そこをきちんとおさえてないと、やはり社会的に歪みが多くなった中でどうしようもない状況に陥る可能性があるなということをお前から懸念をしていたものですから、そのへんで2番目の学校利用券の福祉的活用を検討するというのを特に上田市においては重要ではないかなということで、お読みいただければ分かると思うんですがこのようにさせていただきました。ここでも書きましたようにアメリカがバウチャーを取り入れた時の一番先の導入目的は、多分、あそこは人種問題とか色々ございまして、外国籍の方達がアメリカに入ってくるということで、低所得者家庭に生まれた学習者の確実な教育が出来なかった。これは経済的な理由だと思えますが、それと色々な事情があってそういうようなことになったと思うんですが、そのところを何とか光をあてて一応

皆さんどなたでも学習権があるんだということ。特に教育の問題においては重要なことだと思ひまして、そこへ光をあてるようなかたちでこのバウチャーということを研究したらいかがでしょうかということが2番目に書いてありますけれど一つです。

それから今、児童、生徒数の減少ということが非常に言われていますし、原因がこれだけではないと思ひますけれども、実際、私の子どもの世代なんですが、何人かにお聞きしますと、「これ以上子どもを産んだらお金がかかっちゃってとてももう1人は産めないよ」と、それから「せいぜい産んでも1人か2人ね」というようなことが非常に多く聞かれます。私は4人孫がいるんですけれども、欲しいんですけれど、嫁に行った娘なんか「もう1人でいいよ」というような感じ。何故って言うとやっぱり自分の子どもにかかる教育費のことを考えると中々踏み込めない。産もうとしない。というようなことも何人かの方からお聞きしました。これは本当は多分インターネットでも出ているんですが、統計をここへお出しすればはっきり分かると思ひますけれども、出産適齢期の男女が何故子どもを産まないかというアンケートの中の一つとしてこういう現象が出ています。実際に長野県はそれほどじゃないんですが、都会におきまして私立と公立の格差、これはかなりなものでして、私立では結構学校の幼小中高の一貫教育、それから学校自体で理念をきちんと前に出して、それに合った生徒を特殊教育をすればいいんですけど、いい面では、例えば有名私立に入れるようなかたちで競争させて勉強させます。必ずそうさせますというようなこともございますし、ある特殊な才能を伸ばしますというようなかたちの私立高校というか私立小、中、高もございますので、そこへ例えば非常に特殊な能力のある子が行きたいと思ひましても、経済的な理由でそういう期待が奪われるというような状況もあります。これは多分長野県ではないからいいよということじゃなくて、これから益々そういう傾向になるのではないかなということがありますので、先ずその点も一つ考えて児童、生徒数の減少ということの一つの歯止めではないか、学校選択と多分バウチャー、究極なバウチャーはそうになるのではないかなということで、どういうかたちでしたら食い止められるのかということバウチャーが全部駄目だよということじゃなくて、ご検討をいただいてこういう状況だったらどうでしょうかというようなご意見が出てくるとありがたいかなと思ひます。

あと3番目なんですが、先程の地域限定の学校選択ということと組み合わせながらこのバウチャーというのも一部地域で実行したらどうかなというのが提案です。今回、菅平で小中一貫教育、これからも次のテーマで幼保小中の一貫というようなこともこれからテーマになると思ひますけれども、一応、菅平でもそういう試みがなされていますので、そんなことも合わせながらこのバウチャーをうまく活用出来ないか。特に私が一番懸念していますのは、ドーナツ化現象ですね。市内の子ども達が非常に少なくなってしまうと、先程も長野市の場合、後町小学校ですよね。ドーナツ化現象のあれですよね。そういうようなことで、逆にまちづくりという面から非常にこれは懸念されることだろうと私は考えています。旧市内の人口が減少してしまう。それから子ども達がいなくなる。いわゆる歴史の文化の伝統というようなことも合わせたり、市そのものの力というかそういうものの結集すべき一番の中心地がそういう状況だということは一つの懸念材料です。これを上手くバウチャーと学校選択を合わせて一つの市の政策として組み入れられないかというようなことをちょっと考えまして、一応バウチャーということ毛嫌いするのではなくて、どうしたらこれを上手く利用して市が活性化するか教育の面で活用出来るかというようなご議論をいただければ嬉しいかなと思ひまして提案申し上げました。

戸田座長：

はい、ありがとうございました。両齋藤委員でございますけれど、齋藤忠彦委員の方からは主として

学校選択について、テーマの方でかなり詳しく具体的なご提案と申しますかご提言で、学校選択については色々問題があるから、齊藤忠彦委員の考え方としては、限定的な使用ということがありうると、そのことについてはある種のご提案を含んでいると、こういうふうになります。それとも一つはそれについてはリサーチをして学習者側の意向をリサーチしたりして、いわゆる検討委員会みたいなものをつくることもどうかという、そういうご提言も含まれていたと思います。ただ敢えて申し上げれば、教育バウチャー（利用券制度）については否定的であるということだと思います。

それから斎藤繁子委員の方は、主として学校利用券制度（バウチャー）について限定的な活用の仕方があるのではないかという点。3点ほどおあげになりましたけれど、1つはいわゆる福祉的な用法といいますが、教育上の弱者といいますが、いろんな意味でハンディをよっている人達に対する特別のケアをバウチャーを通じて行うことが出来るのではないかと。もう1つは、これもやはり地域限定的にやって、特に地域の活性化のために逆に利用券制度の活用というものが非常に生きていくと、そういう可能性を秘めている。それからもう1つは不登校の問題ですね。あと少子化の問題がありましたね。私がまとめるとかえってややこしくなりますので、今のお2人のペーパーとご意見に対する質問とご意見。本来は学校選択の問題と利用券の問題は違うわけなんですけど、特に学校選択は現行法制上、既に行われているところも沢山あるわけですし、これから取り上げるところもあると思いますので、これははっきり分けた方がいいと思うんですけども、時間の節約もあって今まで一緒に議論してきたようなところがございまして。一応、ご意見を分けていただくとありがたいと思いますが。例えば、先程の齊藤忠彦委員のように学校選択制の限定的な活用については提言する。けれど教育バウチャーについては反対だと。そういうふうに両方はっきり分けてご意見をいただけるとよろしいかと思っております。何か補足がございまして。よろしいですか。それじゃあどうぞ。

廣川委員：

齊藤忠彦委員の提案についてよろしいでしょうか。最初にちょっと質問があるんですが、一番最初の文部科学省の方針の小学校 88%、中学校 11.1%という数字から更に最近ではもっと増えているだろうというところはわかりますけれど、いわゆる次の学校選択制の分類でいきますと、齊藤委員の分類で5つあるわけですね。これを全て含めて88あるいは11.1という数字があげられているのかどうかということなんです。実は例えば自由選択と隣接区域選択制というのは、全くと言っては誤解があると思うんですが、発想が違うんですね。通学の利便性について言うと、自由選択の方はそういうことを考えていないんです。例えば隣接区域選択制は、やはり通学の利便性ということから行われ始めてきたのではないかと私は解釈するわけでありまして、私の誤解なら申し訳ないんですが、今まで議論してきた内容はかなり自由選択制に偏った議論がされてきているんじゃないかということなんです。そのところを今日はっきりさせていきたいということが一つでありますし、長野市のこの3つの後町、鍋屋田、山王の関係、やはり統合問題という一つの問題が起こってそこから一つの解決策として選択制が生まれてきたというふうに私も聞いております。そのへんでいくと、ここの前に議論されてきたところとはやや違っているところがあるのかなとこんなふうに思っています。ですから自由選択制とその後のブロック、それから隣接、それ以外の4つとは分けて考える必要があるのではないかと、こんなふうに思うわけでありまして。以上です。

齊藤忠彦委員：

今、ご指摘いただいた通りであります。先ずその数値ですが、文科省の小学校 88%、中学校 11.1%、これは全部含めての数字あるかと思っております。私も廣川委員の方からお話をいただいたように自由選択

制とその下のものとはちょっと内容が異なります。私は先程もちょっと申しましたように自由選択制については、やはり色々な混乱を招くことが考えられますので、これは基本的には上田市の状況においては検討の余地は、私は基本的には無いと。ただ隣接区のことについては、通学の利便性ということ、あとは中学校だったら部活とかそういうことも含めて検討する余地があるだろうということで、今、ご指摘いただいた通り私も分けて検討すべきだと思います。そんなことでよろしかったですか。

戸田座長：

今の廣川委員のお話の中でちょっと誤解があるんですが、この会では自由選択制とかブロック選択制とかその他限定的な選択制と分けては一切議論しておりません。議事録をご覧いただければ分かる通り、自由にいわゆる選択制として一括しているわけですね。ですから今のように限定的な学校選択についてご提言いただくのは具体的で有り難いことですし、むしろそういうふうな議論の仕方を私の方では望ましいと思っていたわけですが、最初から枠をはめて学校選択については自由選択だとか限定選択だとか隣接区を認めるとかというようなスキーム（枠組み）を座長の方で勝手につくって、それに当てはめて議論を誘導したということは一切ないんです。ですから今初めて逆に限定的なそういうご定義をいただいたとこういうふうにご理解いただきたいと思います。元々学校選択制というのは自由選択制というのは、極端に言えば日本中選択出来るということですから、完全な自由選択制というのは現実には無いわけですね。ですからそれは当然、地域限定ということになると思います。それからもう一つ問題はその学校選択制の一番の背景は行政の方で一方的に決めるのがいいのか。仮に決めてもそれは学校で学ぶ者、学習者側の意志をどこまで尊重していくかと。この折り合いをつけるという問題でこの限定選択制とかそういうのが出てきているとこういうことだと私は理解しています。そういうわけですから、これは私の方で決して自由選択制を前提とした話ではないということをご理解いただきたいと思います。どうぞお話を続けてください。

宮坂委員：

齊藤忠彦さんの方に質問です。今の学校選択制ですけれども、この 2 頁のところに 2 番の松戸市の方は、これは通学区は残して、そして隣接区域の選択で良いというのが 85.2%とか 88.9%とかってというのは、これは理解出来るんですね。大事なところは私はその下の埼玉県草加市のところで、通学区は今までの通学区は残すけれど、自由選択した場合の生徒の方の良いと答えているのが 75%とか、保護者が 73%とかいっている、この良いというところは多分自分に都合のいいところだったから良かったというように理解出来るんですね。問題はそうじゃないって思っている残りの%の理由というのが、今、齊藤忠彦さんの方で回していただいたあの中に入っていると思うんですけれどもね、ちょっと沢山ですし時間がということで読ませていただかなかったので、ちょっとお聞かせいただければ検討する観点が一層ははっきりするかなと思います。

齊藤忠彦委員：

今、大事な点をご指摘いただきました。草加市について、これは平成 19 年度のアンケートで入学する中学校を選択する制度を導入されたことについてどう思いますかというアンケートで、選択出来ることになったことは良いと人数でいくと生徒が 1,387 人、保護者が 1,223 人ということで、割合でいうと生徒が 75.14%とこっちは出ていますが、保護者は 73.45%ということで出ています。それ以外の方についての意見ですが、今まで通り住所によって決められた方が良いという項目を選択された人は生徒の割合でいくと 59.6%、保護者は 66.1%です。どちらともいえないという人が生徒の割合でいくと 18.91%、保護者だと 19.94%です。どちらともいえないという方の理由については、このデータからは読み取れ

ないので今後の参考になります。いずれにしてもそういうデータが出ているという事実を出来るだけお知らせしたわけです。

中村委員：

中学校が選択出来ることが良いというのが 70%を超えているというのは分かりました。それで良いという理由かなんかは書かせてあるんでしょうか。というのは、長野県でも高校の通学区を検討する時に感覚的に色々な高校を選べるからいいっていうふうに答えた生徒も多かったんですけども、その良いという理由は書かせているんですか。もしあったらちょっと聞かせていただければありがたいというふうに思いますが。

齊藤忠彦委員：

今の草加市の例でみると記述式で書いてはないみたいですが、その次の質問で入学する中学校を選択した理由は何ですかという問いについて割合が多いものからご紹介すると、1番目に指定された通学区の学校だったから。これは多くの生徒が殆ど指定された通学区域に行きますのでそういう割合です。生徒でいくと 21%ですね。あと小学校の時の友達関係からというのが 23.6%、自宅から近い学校だったから 22.4%、あとは兄や姉が通学していたからが 12%ということで、これは他の地区でもやはり小学校の時の友達関係とかあと自宅から近いとか中学校の場合だと部活動とかその 3つが上位にきていたように思います。これはあらかじめ設定された項目なんで、自由に書いたものではありませんけれども、そのようなデータが出ています。今のデータは複数解答可ということでありますので、いくつでも解答出来るのでその割合については何ともいえない部分もあります。

中村委員：

もう一つ質問なんですけど、生徒と保護者の声は載っているんですけど、教職員の声というのはあるのかっていうんですけど、その例えば選択して教育効果は上っているのかというのが私は一番心配というかそういうのを持っているんですけど、例えば今だとちょっと学校に来れない子どもがいると、近くなもんですから家庭訪問をしたりとか、そういう活動出来ますし、それから通学路の安全確保なんかも地域の方達がやってくれてたりするので、地域があるとそういう教育効果的には非常に教職員側から見るといいところというのはあるんですけど、教職員の声というのはここではとっているんですか。もしあったらお聞かせいただければありがたい。

齊藤忠彦委員：

私が見た限りで教職員のデータがなくて、私も知りたいなというふうに思っていたところであります。私が見た限りでは残念ながら無かったですね。

戸田座長：

他に、どうぞ。

日比委員：

学校選択制についてなんですけれども、平成 16 年度から文科省の方から学校選択制をする提案を提示されたということで、東京都の方では非常に積極的に取り入れているようなんですけど、果たして上田市の方で学校選択ということをよくご存じの方がいらっしゃるかということなんです。それが一番の問題だと思うんですけども、正直申し上げまして私にこの機会を与えていただきまして、この場の会議に出るようになってから深く考えるようになったというプロセスなんですけれども、学校選択制というものの理解をされていないのではないかなと思うんです。ご存じの方はご存じですけど普通の保護者の方って本当に知ってらっしゃるのかしら、深く考えてらっしゃるのかしらということが非常に疑問です

ので、アンケート調査、子どもや保護者、又、教師に対してのアンケートというのは非常に大事なことだと思いますので、是非、来年度の4月に備えてのアンケートを早急にやっていただきたいというのが希望であります。

戸田座長：

はい、どうぞ。

宮尾委員：

日比委員の今、アンケートはいいんじゃないかというご意見ですが、私もそれは大切なことかなと思いますが、アンケートをとる場合は、やはり選択制について説明というものをアンケートと共に付けて、又、各市町村とか、例えば、ここに書いてある松戸市ですとか、富山市ですとか、そのへんの事例も入れながら、この学校選択制には今のところこの5つの部類があるとか、そのへんもしアンケートをとる場合でしたら、入れてアンケートをとらないと、良いんですか、悪いんですかって、いいとか、悪いとかなくなってしまおうと、分からないで良い、悪いということで、そのアンケートが有効に働かない場合もあるんじゃないかなあというふうに思います。ただ本当は選択ということというのは、実は憲法で補償されている学校というのは学習者主権でありますし、学ぶ者の権利として選択というものは本当はあるべきものなのに、今まで公立学校に関しては選択の余地がないということで47年間の間には無いということで生きてきたので、それが当たり前のようになっていますが、本当は選択というのは出来て、もしかしたら当たり前のかなあというふうにも思いますので、選択制、いろんな角度で検討していくことは私達にとっても自分の権利を保障されているような気がします。さっき廣川委員がおっしゃっていた偏っている議論ということをおっしゃっていましたが、戸田座長の方からもそうではないというふうにお話がありました。私も前回の有識者会議では特に上田市にとってどの様なものかがいいのかをご議論をいただきたいと座長からお話がありまして、上田市全体で見るのか、それとも本当にブロックに分けてやるのがいいのか。特に今回、齊藤忠彦委員が具体的に出したこの5点に関するような話し合いをしたいという座長のお話がありましたので、本当に今日、良かったかなあと思いますし、そういう偏った議論をしようというのではないと私は思います。

齋藤繁子委員：

私も宮尾委員と同じなんですが、学習者主権ということから合わせると、やはり選択ということは重要だろーと思います。先程、廣川委員がおっしゃられた長野市の状況ですけれども、後町小学校24年に廃止というのを、私新聞を読みました時にこれは上田市も絶対くるなというようなことを思いました。むしろ積極的にこういうことが逆でない、要するに先程もちょっとバウチャーのところでも申し上げましたけれど、中心の非常に歴史のある学校を統一させるということがどうなのかなとちょっとその懸念もございました。ですから、選択ということの非常に積極的な運用といいますが、折角ブロックごとで考えたり、やはり議論を尽くしてどういうやり方がいいのかというような、教育面とはちょっと違うのかもかもしれませんけれども、そういういわゆる地域運営、地域って何だっってこの前から言っていますけれども、私は学校へ通ってくるところは地域だろーと地域限定をしていたんですけど、そんなようなものもやはり必要じゃないか、積極的な意味で選択というものを上手く使いたいなと、そんなふうに考えました。

戸田座長：

はい、どうぞ。

中村委員：

それで上田市に検討審議会をつくるという提案なんですけど、やっぱり理念がうんと大切かなというふ

うに思っています。長野市の場合には今、おっしゃった通り伝統ある小学校が無くなって、最終的には学校選択によって無くなっていくんですけども、上田市にもやはり先程の指摘のようにドーナツ化現象で、児童、生徒が少なくなってきている学校がありますね。そういう統廃合の検討というのは、行政の立場からすれば経済性ということを考えれば、それはいつか検討してくるだろうというふうには思うわけで。ただその時に地域がしっかりしていて、地域の学校を守ろうという運動があれば守られているというのが長野県の状況だなあと思います。だから、学校を大切にする上での検討審議会ならいいんですけども、場合によったら学校を無くすためにそういう学校選択制を取り入れて、子ども達や保護者達が選ばなかったという理由で無くなっていくという可能性があるのです。そこは理念がうんと大事ではないかなというふうに思います。

戸田座長：

ちょっと私ご意見を申し上げますと、この会議自体は学校のあり方というよりは、市長からの委嘱の通り生活者起点ですから、学校で学ぶ者の立場に立ってということですから、学校にとって、今しきりにおっしゃったけれども、学校にとってじゃなくて、学習者にとってどうかという点から議論していただきたい。学校にとってとか、教職員にとってということではないというふうに思います。それは従来の教育行政的な発想ですから、そういう教育委員会ないしは教育行政的な発想ではなく全く違う生活者起点という発想から議論をするためにこの会議がつけられたというふうに理解していますし、ですからその点ちょっと考え方がよってたつところが違うんじゃないかというふうに私は思います。

中村委員：

私は子ども達の側から見て、あるいは地域や保護者の側から見て児童生徒がドーナツ現象で少なくなっているからといって学校を無くすというのはよくないというふうに、だから子ども達の側から見てもそうだという意味で、ただし行政というのは経済効率の立場からすれば学校を無くしていくという、一方ではそういう考えの人もいるわけですから、だから慎重に検討委員会を設ける場合にも理念が大切ではないかなとそれを言いたかった。つまり子ども達の側からとって、保護者や地域にとって学校というのは大切だと、そういう理念にたった上での検討ならいいということだと思えます。

戸田座長：

じゃあその会議のよってたつ立場と視点からならいいということですね。行政の立場じゃなくてね。

中村委員：

ただ、行政の立場も色々ありますけれど、普通行政というと税金を使わずに経済性を優先する部分があるので、でも子ども達や教育というのはやっぱりお金がかかる部分で確かにあるんですね。そういう子ども達や保護者や地域の側から考えるということがうんと大切だと、その点では同じだと思いますが。

戸田座長：

それでは、はい、どうぞ。

福井委員：

今の最後の論点に関してですが、学校が存続されねばならないと中村さんがおっしゃるのであれば、それは諸外国のどこでもとられていない特殊な考え方です。学校選択をするということは、選択されなかった学校が存続出来なくなるという緊張感を強いられるから意味があるのです。現にオランダでは、200人をきれば統廃合どころか消滅させねばならないという厳格な憲法上の規律があるわけです。そういう議論も含めて考えなければいけないわけで、学校はとにかく存続させねばならないという前提に立った選択制であれば、それは選択制として何の意味もない可能性が非常に強い。そういう場合にどうす

るのか。勿論そこに通っている子ども達をどう吸収するのか、あるいは過渡的な措置なり暫定的な統廃合のプロセスについて色々な激変緩和の措置はあるでしょう。しかしとにかく誰にも選ばれないようなひどい教育をしている学校を残さねばならないとしたら、そんな学校が残ること自体が市民の迷惑だと考えるのがむしろ諸外国の常識です。この点が一点。

それから齊藤忠彦さんの議論でちょっと確認したかった点がいくつかあるんですが、実証的なアンケートが重要だという点、正に同感なんですけれども、おっしゃっている自由選択制は混乱が生じるため反対というのは、具体的にどういう混乱が生じるということですか。

齊藤忠彦委員：

自由選択制はという点かという点、そこにちょっと書きましたが、学校間格差が生じてくる可能性がある。今日ご覧いただきました市のデータでは基本的にはそういう格差が生じない程度の人数で実施しているかと思われませんが、やはりこれを全くの自由選択制にすると格差が生じる。それを狙いとしていると言われればそれまでかもしれませんが、やはり公立中学校、これは一般論として書いたものですが、特に上田市において重ね合わせても、上田市にとっていいことは一つもないというふうに私は考えております。

福井委員：

一部の選択制なり部分的な選択制にしても、その限りでは何らかの意味で学校間移動を生徒がするわけですから、その限りでは何らかの差はつくわけですね。だから程度の問題じゃないですか。要するに0から100まで分布しているどこで切るのかということ、それを論理的に切るとは非常に難しいわけです。そうすると格差が生じるということの具体的な問題点は何か。あるいは本当に格差が生じると考えるのか、そっちの議論ですね。これも実際に何度か紹介したことがありますけれど、例えばイギリスの選択制についても格差が生じると、導入前には散々騒がれたんです。しかし蓋を開けてみたらそうではない。むしろ格差が縮まってしかも多くの学校が底上げになったという実証的な分析が報告されています。何故か想像するのは簡単です。要するにどの学校も頑張るのです。逆に言えば、生徒に逃げられそうになったような学校はそれではいけないということで校長先生以下、正に頑張るわけですね。やっぱり生徒も戻るわけです。ということは、正に学校間の創意工夫でそれぞれの学校がその学校やその地域の特色を生かした魅力ある学校にしようという努力をするという動機づけを与えられることで、むしろ格差が縮まるという効果が現にあるわけです。学校間格差が生じるというのは、常套文句でよく言われる言葉なんですけれども、論より証拠で、例えば自由選択制に近い学校選択制は、東京などで一杯あります。しかしこれも様々な区などの実証分析なり、あるいは区の担当者の言明を見ましても、学校の格差が生じて大変困ったことになったという報告は、寡聞にして私は聞いたことがない。むしろ学校間で何々小学校は、例えばプラスバンドが有名だとか、何々小学校は美術が有名だとかという、非常にいい棲み分けと分業をしてきているわけですね。これは一概に決めつけられないのではないのでしょうか。

もう一つはバウチャーの導入がこれも混乱を招くから不可能ということですが、この混乱とはどういう意味ですか。

齊藤忠彦委員：

これは最後のところに余計なところで入れてしまいましたけれど、上田市の現状では、と敢えて書かせていただきまして、上田市では学校数が限られていること。そしてあとはこれも以前に私も教員評価のところ確かお話したことがあるんですが、長野県の教員人事が基本的に他県と比べて、例えば小中学校だと3年から5年ぐらいの周期で転勤するというような制度になっています。上田市から違う市町

村に行くということも多々ありまして、もし上田市のみでバウチャー制度を実施したことになるのであれば、その人事のところにも大きく影響してきて、現在上田市には非常に優秀な先生がおられると思いますが、逆に上田市ではバウチャーとか色々教員評価のことについて、色々大変な課題が課せられているということで、逆に人事異動が停滞してしまうという可能性が混乱を招くというようなことに私は結びつくのではないかなと。長野県の特長としてちょっとあげさせていただきました。

福井委員：

長野県など、都道府県教育委員会が人事権を持っているというのは全国どこでも一緒です。上田市と長野県の場合だけ混乱があるということですか。教員人事の仕組みでいえば全国共通ですね。

齊藤忠彦委員：

共通ですが、例えば市だけで実施するという点について、例えば上田市だけで実施するという点については人事面においても実際に不可能であろうかと。

福井委員：

そんなことはないでしょう。仮に市だけやるとします。例えば、昨日の教育再生会議でも特例的な実施というのはそういうことを念頭に置いているわけですが、例えば、上田市の中学校で実施するとか、上田市の小学校で実施するという点についてはありうるわけですが、どうすればいいか。市には教員人事の具申権があるわけですから、市教委は都道府県教委に対して、ここでいえば長野県教委に対してバウチャーの実施に伴う教員人事配置について、少なくとも市から市へ、上田市から長野市に生徒が移動するという点については想定外ですから、上田市の中で仮に生徒の変動に応じた教員の配置の変更が必要だということになれば、人事に関する意見具申権を活用して、それに応じたフレキシブルな人事をやりたい、という点については、あらかじめ長野県教委と申し合わせなり合意さえあれば、それに応じてスムーズな人事配置が出来るはずですが、それは上田市の中の話ですから、何も上田の教員でやる気のある教員を、しっぺ返しでよそに持っていくというわけではありませんし、ましてやよそから誰かを直ちに連れてこないといけないという問題にはならない。それはむしろ長野県全体の人事にのる話でしょう。そうすれば何も混乱はないのではないですか。

齊藤忠彦委員：

話をおうかがいしている限り、制度的には実施可能かもしれませんが、現実的に実施したことをシミュレーションするとやはり教員の個人的な感情面とか気持ちの面でもやる気を持つ人もいるかもしれませんが、やはり上田市においてはちょっと厳しいという考えを持つ人もおられると思うので、ちょっとこれは制度的にはどうかということじゃなく、実際に行われたらどういうことが起きてしまうかということをちょっと私は申し上げたかった。

福井委員：

教員に嫌がる人がいるというのが唯一の理由ですか。教員の中でのバウチャーと選択制とは、恐らくここで前提されているパッケージなわけでしょう。齊藤さんご自身も。選択制で、例えば教員の評価なりが明確になってそれが予算配分に繋がるようなことになれば、困る教員がいるというのが困る点ですか。要するに生徒、保護者のためでなく、教員の一部で批判されそうになる教員のための利害を代弁しておっしゃっているわけですか。

齊藤忠彦委員：

いや、それも勿論ありますが私の基本的に今日お伝えしたかったのが、子ども、保護者、教師がどの様に考えているかということをお先ず上田市の実態を把握してということですので、勿論、子どもの側に

立ってのことも考えているつもりでありますけれど。

福井委員：

そうでしたら結構なんですけれども、要するに選択制やバウチャーであぶりだされて困る教員というのは、評価が低い教員です。端的に申し上げれば。児童や生徒から評価が低くなるであろうと自分で予測する方々は勿論反対でしょう。選択制やバウチャーに。議論するまでもない当たり前のことです。そういう方々の立場に立つのであれば、結論は自ずと明らかであるということ念のため確認しておきたいということです。

齊藤忠彦委員：

福井さんと話していると私ちょっと圧倒されちゃうんで...

福井委員：

アンケートですが、これは重要なご提案だと思うんですが、確か会議の最初の頃に議論になって、簡単な話ですから、全数が難しければ無作為抽出で、学校を通じて配るけれども、郵送回収で直接市当局に行くようになっているという、匿名性を確保したアンケートを、全数かせめて無作為抽出で 3割とか 4割ぐらいを選んで、保護者家庭に対して早急にやるべきだと思います。取りまとめは、この会議ではいつ行うのかという点は、先程の議論にありましたけれど、いつやるにせよ、この会議の審議の上で極めて重要な要素です。これは教育委員会がやるべきではないと思います。市の市長のもとに置かれたこの勉強会での議論の延長線上で出てきている話であって、市長にとってこの問題がどういう問題であるのかを明らかにするためのものでしょう。教育委員会は、基本的に教育行政当局で市長の指揮監督などを一切受けない独立な立場であります。教育委員会は、教育行政の権限行使をしていますけれど、この研究会が設けられた主旨はそうではなく、市民の立場で選挙で選ばれた市長が市民の利害を代弁してどういう教育行政を市として行うかを議論するミッションを帯びているはずで、教育委員会にやらせるというのであれば、この会議は意味がない。やるのであれば市がやるべき。市長の指揮のもとに市がやるべきだと思いますし、そのためにどういう聞き方をすればいいのかについて、先程からいろんな議論がありましたけれど、具体的な前提をちゃんと示して、それから齊藤さんのお示しになったように色々な選択制があるのであればそういうことについても説明する。全国では例えばこういう事例があるということも丁寧に説明する必要があります。その上で選択制とか、更にまだ出てない論点で非常に重要なのは就学校指定の変更ですが、これも政府としてやることになっていて、まだ上田市ではやっていないみたいですが、一旦、就学校指定の通知を受けた後でも変更申し立てが出来るというのは、これは法令上の義務ですから、それについてちゃんとどんな通知を受けているのか。その通知に対して変更理由がどういうものを認めて欲しいと考えているのか。こういう保護者の意向は極めて重要であると思いますので、やはり聞いた方がいいと思います。それから、保護者、子ども、教師も勿論、対象にした方がいいと思いますし、市当局が中心になって早急にこの会議のメンバーの議論を参考にさせていただいて、実施されてはどうかと思います。

堀委員：

今、福井委員からお話がありましたが、私どもの一番懸念している点につきましては、やはり学校選択制によって学校間の差が大きくなるのではないかなということがかなり、想像でしかお話出来ていませんけれど、そういう心配がかなりあるわけでありますので、福井委員の話ですとそれによって全体のレベルが上がっていくということが事実あればやはりそれは前向きに検討していくべきだと思っております。そこらへんのところの実態をもう少しよく調べてみる必要があるのではないかな。それによって私ど

もの考え方も変わってくるんじゃないかと思います。宜しくお願いします。

それともう一点であります。先程、学校の通学区の選択制の委員会をつくるという部分に関しましては、これは是非行って、最終的には市長が決断することであって決定権は市長がある。私どもはいろんな意見を出した中でその意見を具体的にこの審議会を通して市長が決断を出して行って選択をしていくということになるかと思しますので、ここで結論を出す必要はなく、審議会を進めていくことが重要だろうと思しますので、色々な意見が出るということが非常にいい結論を出せる結果になるのではないかと考えております。以上でございます。

戸田座長：

ちょっとその前に先程の福井委員の方からお話があった2点について、私の方から釈明といいますが、弁解も含めて事実の経緯を申し上げますと、今年の春過ぎ2回目か3回目の時に地域の保護者の皆さんの声を聞くというためにそういうアンケート調査をやったらどうかということだったんですね。それで事務局とちょっと相談をしましたけれど、実は下世話な話でいけないですけど、予算措置が難しいということでちょっとというふうに、今の前の事務局の方にそういうふうに言われまして、これはそれじゃあしょうがないと。ちょっと引っ込めたことがあります。というのは、その代わりということもありましたけれど、第1回目か2回目に全国レベルでの保護者アンケートというのを内閣府で匿名でとったものがありましたので、それを皆さんにお配りしたと。それと同時に地域のアンケートもとれば、これは非常に地域住民や保護者の皆さんの声を聞いたということでもいいと思ったんですが、そういう事情がございまして、地域レベルでは実際に声は聞いてないわけですから、今のご提案のように予算の問題もあると思いますけれど、先程のような条件を付けて市の方でお取りいただくといいかなというのが一つですね。

それからもう一つ、就学校指定の変更のことも、これは前の議論で私も大分念押しをさせていただきました。それは教育委員会が来られた時も就学校指定変更をきちんと保護者に公表するというのをちゃんとしてくださいねということをお願いした覚えがあります。これは議事録で確認していただくと。今、再度、福井委員の方から、その点についても、これは現在、法令上当然やるべきことですので、またこの会としても市や教育委員会に対して、これは確か学校教育法施行令第8条と学校教育法施行規則第33条（いずれも旧法）に関することだったと思いますが、教育委員会に対してそれはきちんと法令を守ってやっていただくということをこの会としても申し上げることだというふうに思います。はい、どうぞ。

佐藤委員：

すみません、学校選択の場合で、さっき草加市のアンケートではまだ実施はされていなくて選択して良かったというのがこれだけある、というふうに齊藤委員からのご説明でありましたけれど、その選択出来た子は良く、選択出来ない子はどうかというところが、ここには全然出てこなくてわからないんですけども。先程、やはり選択するというからには、中学では格差がついてしまいますというご意見がありました。でもその格差がつくことによって全体のレベルがあがるということもおっしゃいましたけれども、格差がつくことによって、色々マイナス点も出てくると思います。子ども自身の気持ということを考えれば、あの学校に行きたかったのに自分は行けなかった。仕方なしにこの学校に行くんだというものはずっとついてまわると思います。これで小中学校の義務教育の中において格差がついていいものだろうかということは子どもの立場に立てばとても心配です。高校生になって選択して高校でさえも色々な学校によって自分はこうだというものがいうのは出てくる中で、小中学校において格差が

ついて、いいものかって凄く一番子どもの立場に立てば危惧することです。何故学校選択をやらなければいけないかというところの肝心なところが不明確なままで、ただ学校選択をいい、ここはやっている、あそこはやっている、これだけのものがやっているんだから上田市もやるべきだという方向はやはり危険なものであって、それと地域との関わりは、私は毎回そのことを申し上げますけれど、中学生にとっても地域との関わりは凄く大事な問題でありまして、今、中学では地域に関わろうということで一生懸命子ども達も積極的に地域に出てきますし、地域の方も学校に関わっていただいている。そういう丁寧な指導をしていく中で、皆で子ども達を育てている中で選択してこの学校に行けたからいいけど、行けなかった子ども達はずっとそれを背負っていくと思うと、そこはもっと色々な角度から検討するべきではないかと思います。

戸田座長：

そのこともちょっと補足いたしますと、学校選択制の具体論、やり方論というのが色々ございまして、不本意ながらこっちへ行かされたとかっていうわけじゃないわけですから、それは希望者が多い場合は再度抽選で分配するということがありますし、それから地域の距離的なことも勘案しながら、配慮しながらやる。やり方論は色々あるわけで、そういうことについて具体的に先程、齊藤忠彦委員の方から選択の枠組みについて具体論を出していただきましたけれども、もし仮にどの形かの選択制を取り入れるとしても、今度はやり方論のところ非常に配慮を色々する必要が当然あると思いますね。だからそのことについてももしご提言があればまたそれはそれでお話いただければ有り難いというふうに思いますが。

先程から事務局からちょっと休みを入れろということでございますので、トイレ休憩をとりたいと思いますが、20分に再開いたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【休憩】

戸田座長：

それでは時間ですので続けたいと思います。堀委員、それから福井委員はご都合でこの後、途中で退席されます。よろしくお願いいいたします。

それでは学校選択制の問題と学校選択についてはかなり具体論が賛否両論出てきましたので、まずは斎藤繁子委員のペーパーつまり、教育利用券制（バウチャー）についてのご意見がまだ無いようですので、ありますか。はいどうぞ。

宮尾委員：

斎藤繁子委員のお話していただいた2番の学校利用券の福祉的活用の検討をっていう、ここはとても大事なあとと思っています。教育バウチャーという全ての教育予算をバウチャーにというよりも、今、市の中で使える部分のこのぐらいの特殊な教育プログラムをやる学校には、予算がおりるというような教育委員会のご説明もありまして、それが何百万単位でありましたので、その部分のものですとか使いながら一部の部分でもこのバウチャーを取り入れて、不登校児童、外国籍児童、発達障害があるハンディキャップのある児童、シングル家庭、低所得家庭の子ども達にはこの利用券を使えるようにしていくというのはとてもいいんじゃないかと思っています。特に私が色々相談を受ける中で感じているのは、不登校になった子どもさんの親御さんから受ける話の中にどうしても学校には行かれない。中学生ですけれども、でも勉強はしたいという気持はある。でも学校に行くと具合が悪くなってしまふ。でも実際

に学校に行かないと親が教えるわけにもいかないの、学力がどんどんつなくなってきた、もっと今度は高校に行く不安が出てくるっていうふうにお話していました。私は学校にお願いをして学校の先生の中で時間を作っていただいて訪問教育というようなかたちで学校から自宅へきて教えてもらうというのもやっていただくことが、その子にとっても権利があるんじゃないかというふうにお話をしまして、学校にお願いしたら、それは無理だと、今の学校の状態ではお宅の子どもさんのところに教えに行く時間とか持っている先生はいないので無理ですと言われたそうです。そうしますとその子は結局どうしたかという、家庭教師をつけて月約 5万ぐらいになるそうなんですけれども、それをする以外に道はないというふうになったそうです。そういう時に例えば本当にそうであった場合、学校の先生も無理、その子も学校に行かれない時には、もし利用券制度の活用ということで、その子の塾代に利用券が使えるとか、塾に例えば、信学会とかいろいろなところがあります。ちょっと個別な名前を出してしまいました。そういうところに不登校の児童がもし行く場合は、そういう援助をするとか、そんなこともこういうものを利用すればいいんじゃないかなあとと思います。今の状態ですと不登校になった子どもさんには色々な配慮をされているかもしれないですが、その子がどこにも行かれない場合、中間教室にも行かれない場合とか、全く教育的予算を使えてもらえないというようなふうになってしまうのではないかなというふうにも思います。そして今、学校に発達障害を抱える子どもさんがいらっしゃいますが、加配の制度で加配の先生がついていらっしゃる場合もありますが、加配もつかないでいる場合、一人の先生がその子に関わっている中で、先生も大変でまたその子も中々まわりの子に理解されなくて二次的被害を受けてしまうということもあるので、そういう子ども達に対しても利用券を使っても加配するんだったらそっちの予算から加配出来るというような仕組みをつくるというのもいいんじゃないかなあとと思いますので、福祉的活用という部分でのバウチャーを是非取り入れていくのはいいかなと思います。

中村委員：

いくつか質問をお願いしたいと思います。今、宮尾さんがおっしゃったように、福祉的活用と弱者に光をあてるんだという主旨は大賛成で、学校なんか訪問教育とか出来るように教職員の数を増やしたり、予算を増やして欲しいと、そういう主旨は大賛成です。それから 3番のドーナツ化現象の解消とか小規模校存続の対策に有効なんだと。ドーナツ化現象の解消や小規模校存続対策というのは私も大賛成なんです。けれども、それとバウチャーとの関係がよく分からないということなんです。1番も同じで主旨は大賛成です。歯止めもしていかないといけないし、そういうところに予算を使っていくというのは大賛成なんだけれど、でもそれとバウチャー制度の関係がよく分からない。単純にそういうところは大切なんだから予算を付けてやっていくという、それは凄く大賛成なんですけれども。

斎藤繁子委員：

多分にこれは政策的な問題だろうと私は思っていて、その面で提言させていただきました。多分、今のバウチャー、要するに利用券をつけてということなんですけれども、先程のじゃあどうして少子化対策になるのかっていいますと、例えば、バウチャーで一人の子どもについて、どのくらいかの予算がきちんと付きますよというようなことがあれば、じゃあ私の子どもはこの時期バウチャーが付くと、いくらぐらいの教育予算が一人の子について付くとすれば、私の今の年収でこれだけ付けば、もう一人子どもが産めるかなと。単純なことではないんですが、かなりこれ重要だと思うんです。計算出来ますからね。一般的に例えば、極端な話、私立に入れたいと思ったけれど、お金のことで私立の教育には非常に賛成だから、この理念には合っているんで自分の子どもをそこに入れたいと思ってても経済的な理由で入れられないことが結構あります。実際、自分でもそう考えた時があります。ただその時にその子のその

時期がお金が付くとすれば、じゃあ交通費や何か負担出来る。だけど授業料は負担していただければ出来るかなというような判断で、一応そんなようなことが計算出来るかなというのが現実的なことではないかなと思います。

それからさっきのドーナツ化現象の解消と小規模校対策って、先程、中村さん、私とちょっと違った観点で言っている。私はむしろ積極的にドーナツ化現象、例えば、市内の中で学校教育に非常に皆さんがまちづくりの中心として、こういう学校をつくるんだという理念をバツと打ち出してそれに合わせて選択制で呼び込めるかと。特に小規模校については、今、実際私達西内小学校区域なんですけれども、今、住民にアンケートを、今日、多分そのアンケートが届くだろうと思うんですけれど、どういう学校の方式がいいのか。全部、地域住民にアンケートを今回配ってまして、それをまとめてどういうふうに学校に対してとか、自分達がこの中で学校に対してどう考えているかということの把握をして、要するに地域住民がその小規模校とかそういう学校についてどう考えているかっていう。地域というのは限定した地域、校区の地域ではなくて、その学校についてのどう考えるかということを考えていく。でもそこにこういう予算が付くよという又違った意味での議論が出来てくるかなと思って、むしろ積極的な意味でバウチャーを使ったらいかがでしょうかという。これがあると格差が出来る んじゃなくて格差を生まないために皆さんがどういう活動が出来るかとのことの方へ使っていただければということでこういうふうに書かせていただきました。

戸田座長：

他の方、ご意見ありませんかね。

廣川委員：

一つだけお答えしておきたいんですが、何回か前に斎藤繁子委員に児童数減少校として清明小学校の名前をあげられたのでありますけれど、清明小学校はこれから減少していきません。かえって増加していく。何十年も先はちょっと分かりませんが、今はそういう状態であります。それは意見ということではなくて一応お知らせということではありますが、今現在も例えばシングル家庭や低所得家庭については、就学援助という制度がありますよね。そういうものとさっき中村委員が関係が分からないということを質問しましたが、私も同じことを思うんですけれど、それと利用券制度というものとどう繋がってくるのかということなんです。全部を利用券制度にするのではなくて、一部というようなお話もされましたね。一部という意味も含めてそこを説明していただきたいと思うんですが。いわゆる今までの学校予算、私の理解の中で学校予算を利用券の方へ振り分けるというような話も今まであったように思うんですけれども、今までの学校予算については、やはりその利用券とどういう関わりを持たれるのか。一部という場合ですね。教えていただけたらと思います。

斎藤繁子委員：

今、学校予算は学校、人数に関係なく、この前一人当たりいくらという表が出ていると思うんですね。それと学校の中で一人いくらじゃなくて、むしろ全体でこの学校はいくらというようなかたちだったと思うんです。それはそれで今まで通りということだろうと思うんですけれども、例えば、ハンディキャップのある子がこの学校に入りたいといった時に実は前にあったんですけれど、エレベーターが無いから出来ません、入れません、というようなことも実際ありました。それについてどうしようかというようなことも行政の間でやって改正はしたんですけれども、結構、教育委員会の中でそれについて何回か議論をしたことがございます。それとか給食費の滞納について皆さんが結構、委員会の中では何処の子がこうだとかってというようなことも実際現実問題として出てきていると思うんですね。そういうような

ことはむしろ教育を受ける方からしてみたらそういう心配のないようなかたちの方がいいのではないかな。一人ひとりがいくらを持っているということは、そういうことの解消にも繋がるのではないかなというような気もします。それともう一つこのバウチャーを入れるということは、先程から出ている学校選択と多分一緒だろうと思います。要するに選択をすること。それからどちらかというところと競争というところとおかしいんですけど、切磋琢磨して学校の工夫を出来る一つの方法だろうと。今まで通りでいいのか、ここへ何らかのかたちを改革を取り入れていくかの差ではないかなと私は思います。確かに以前、清明小学校の児童数が減っているのではないですかというようなことを申し上げましたけれど、このドーナツ化現象というのは、中央が無くなるだけじゃなくて、むしろ郊外の学校が急増したり、色々な政策によっては急激に子どもが減ったりというようなことの解消の一つにこのようなことでバランスをとる工夫も出来るのではないかな。完全にそれがいいのではなくて、一つの方法として皆さんでやり方を工夫したらどうですかというのが、完全にこちらの方がいいということではないんですね。今まで通りでいいのか、ここへもう一つ一本踏み込んで工夫をするのかということだけのご提案ですから、色々な運用の仕方については、皆さんいろいろな議論がありますし、こういう方法の方がいいんじゃないかな、完全にこれは駄目だよというのと、これはご意見だろうから色々な提案を市にしたらいいかなと私はそういうふうに思います。

戸田座長：

もう一つ議題があるんですけど、この話は具体的に荒井さんの方でご意見があるようなので、この件につきましては本日荒井委員の方からお話いただきます。

荒井委員：

齊藤忠彦委員のまとめていただきました今日の提案ですね、本当によく分かりやすくデータも交えていただいて一つのかたちが見えたなと思って感謝をしております。それぞれの問題に 関してはまだまだ議論する余地は沢山あると思いますけれど、バウチャーの件に関しましては、例えば、先程お話いただきましたように学校選択の問題の中で、部分選択といいますが部分的な分類の仕方ですね、そういったものが出来るかどうか。今、ハンディを持った子ども達や低所得者の子弟の教育問題も出てまいりましたけれど、それはこのようなかたちで導入出来るかどうか。それをまた一つの提案として出していただいたら、もっと分かりやすくなるんじゃないかなと思いました。従って、齊藤忠彦委員にデータも含めて、次回にもそれをやっていただければ、そしたら又皆さんにもより良い理解をいただけるのではないかなというふうに思いました。そうしないと先に進まないということもありまして、何とかお願い出来ないかなあという依頼です。実は私も課題を持った子ども達とずっと関わってきたので、先程言いましたハンディを持った子ども達、発達障害の子ども達、低所得者の子弟達を何とかしなくちゃいけないというんで、民間でファンドをつくったんですよ。それは出来るわけですよ。そういったことで民間でも出来ることですから、上手く出来ればいいなと思っております。それをお願いしたいということ です。バウチャーも齊藤忠彦委員は、先程私が「どうでしょうか」とお話ししたら、「データを集めて何とかやりましょう」というようなお話をいただきましたので。

齋藤忠彦委員：

ちょっと待ってください。私はそういうまとめは難しいかなと。バウチャーについては私は基本的には先程、申しましたように厳しいという捉えでいます。そもそも教員の世界や学校関係でお金の件については非常に大事な部分もありますが、それ以上に教育の世界というのは本当にボランティアで動くところが多いし、お金をかけて解決出来ない部分が多いので、ちょっと否定的な 部分が多いです。バウチ

チャーも本当に私不勉強なところもあるので。バウチャーについては専門家の方がおられるので、但しそれは推進される方なので私がおの方にお願いしていいか分からないんですが。

荒井委員：

推進するとかではなくて、どういう分類でどんなかたちで出来るかということですね。もし可能ならばということですよ。ですから推進するとかしないとかではなくて、このような今日まとめていただいたようなかたちで、具体的なものがあると非常に分かりやすいと思うんですよ。それは大学の先生、学者の方が一番いいと思えるのです。

齊藤忠彦委員：

私はちょっとその件については厳しいですね。

齋藤繁子委員：

実は私も何か出来るかなと思ってインターネットを調べて、残念ながら私は専門家ではないので、それから教育予算の件について、この前発表をいただいた数字や何かで、じゃあそれをどの様に運用するかということだろうと思うんですね。これからちゃんと具体的なものを提案すると。ちょっと数字の動かし方がよく分からないものでシミュレーション出来なかったんで、本当は具体的にそれを出すべきだろうと思うんですが、ただ理念的とか考え方を先ず皆さんにご理解いただいて、その考え方に基づいてどういうやり方があるか。これは多分、教育行政できちんと数字をやってらっしゃるの方がお分かりになるので、それはこれからの一つの課題として先程の様にもし積極的に取り入れるとしたら、どの様なことを調べ、どういうシミュレーションをしたらいいかというような検討委員会を立ち上げるとか、そのような具体的なものの中からやっぱり研究する必要があるんじゃないかなということで提案させていただきました。

福井委員：

ちょっと議論が混線していると思います。試算は制度化のもっと具体的な段階でやる方が生産的ですよ。現在はどういう前提のもとでどういう選択肢がありうるのかについて、先ずは様々な実例を整理する。諸外国なり日本の他の地域、他の事例なりについてきちんと事実を把握する。それから繰り返し申し上げますが、上田市民がどう考えているのか。ここがブラックボックスのままでは、このメンバーはそれなりの有識者として集められているのでしょうけれども、市民の利害分布だとか意見分布をそのまま代表しているいわゆる民主主義、議会制民主主義的議会組織の代替物ではありませんから、理屈は整理出来すけれども、市民の意見分布は非常に重要だと思っております。そういう意味でも、さっき申し上げたようなアンケートを早急にやった方がいいと思いますし、さっき予算というお話がありましたけれど、こんなものは予算はほとんどかかりません。手作業で十分出来ます。ボランティアで協力してくれる方もこの中にも多分いらっしゃるはずですよ。教育委員会に審議会を設けるといのは形容矛盾ですから、それは有り得ない。審議会とか検討会じゃなくて、行政がやればよい作業だと思っております。屋上屋のそういう合議体をいくつも設けても意味がないと思うのです。

齋藤繁子さんの福祉目的というのは、これはこれで一つの考え方なんですけど、ではそのハンディキャップなり、外国籍に分類されない方には、利用券の恩恵は一切与えるべきでないのかということ、僕はそうじゃないと思います。こういうところは最優先でやることはいいと思うんですけども、何もこれだけに限定する必要は全く無い。諸外国などで定着している多いパターンは、ハンディキャップがあつたり、あるいは母子家庭であつたりする時には、その児童生徒に対してバウチャーの金額を増額する、というもので、それがどちらかということと標準的手法ですね。選べるには選べるし、予算は持ち歩けるんだ

けれども、何らかの意味で教員なり学校の体制の方で一定の配慮なり、予算措置なり、労力なりがかかると目されるような類型には、手厚く予算を増額する。要するにバウチャーの一人当たり単価を増やすようなかたちが一般的な対処でありまして、どうせ実験的にやるのであれば、こういう方々は当然に含むということでいいのですけれども、もう少し一般的に、例えば隣接する中学校 2つか3つぐらいで校長も協力してくれるようなやる気のある学校でリーグをつくっていただいて実験的にやってみる、などです。小学校でもそれは有り得るのかもしれませんが。もう少し、特にハンデキャップのある方以外も含んだかたちの実験を模索されてはどうか、という印象です。以上です。

戸田座長：

ちょっと時間もありませんので、今の福井委員、荒井委員の両方を合わせまして、要するに取り敢えず具体的なシミュレーションみたいなものを選択制については齊藤忠彦委員、それからバウチャーについては齋藤繁子委員に作って出してもらおうということですかね。もう一つはアンケート調査を出来るだけ早くということですが、これは予算の関係もあるものですから、ちょっとここでは決まらないと思いますので、又、事務局と相談しながらということだと思います。

荒井委員：

今、福井委員は退席されてしまいましたけれど、福井委員の言われたようにアンケートというのは非常に大事な部分だろうと思います。私達のこの会議と市民の意見が繋がらなければ全く意味のないことだと思いますので本当にその通りだと思いますが。ただその学校利用券制度に関しましては、市民の方もよく分からない。学校選択制で齊藤忠彦委員がああいうふうにまとめていただいたら皆さん本当によくお分かりいただけたんだろうと思うんです。学校利用券制度(バウチャー)に関しても同じように分かりやすくまとめていただいて、市民の皆さんにそれを問うことがいいと思います。推進するとかしないとかということではなくてニュートラルな立場から状況設定をして、理解してもらい、皆さんの意見を聞くのが大事だと思って申し上げたのです。そうした目的で齊藤忠彦委員のような大学の先生がデータを集めていただき、整理してもらいたいということです。もちろん齋藤繁子委員にお願いしてもいいのです。皆さんが一番分かり易く捉えられるのが理想と思っています。

戸田座長：

おっしゃる通りなんですけれども、基本的には提言者がフォローアップに動いて考えたものですから、齊藤忠彦委員よろしいですか。それはご本人の意向もあるものですから、どうしますか。

荒井委員：

データを少し集めていただけませんかでしょうか。資料を作ってもらおうということですが・・・。

齋藤忠彦委員：

私もちょっと専門ではないので。学校選択については今日はいろんな資料を集めさせていただきました。客観的なデータとして提示したくて集めただけでありまして。バウチャーについては、これからというところが多いので、実践事例とか限られていると思うので。ちょっと私データを集めることは難しいと思います。気持は集めたいなという思いですが。

荒井委員：

あるだけで結構です。一番ここで私達が分かりやすかったのは、部分的な分類ですよね。この分類の仕方と同じようにやっていただければ、ありがたいのですが。

齋藤繁子委員：

ちょっと私も資料と思いまして、日本の中で実際にやっているところは未だないんですよね。実験的

にやっているところ。先生、何処か文章には出ていないんですね。例えば、イギリスだとかアメリカだとか、オランダとか、そういうようなところではやっているんですね。その結果、データとして一番あるのはイギリスのバウチャーについては、一番出ていると思うんですけども、これも賛否両論ございまして色々あるんですが、じゃあこれが本当に日本の中でこういうかたちで出ていますよっていう、何回かこの中でも議論があって、いや外国のと今と違うよ、上田市は違うよというようなかたちになって、完全にこれからの提案だろうと思うんですね。上田市民でどういうかたちが一番いいかということの議論が出来る、そのことが一番重要じゃないかなと私は考えたんです。

戸田座長：

ちょっとその前に宮坂さん。

宮坂委員：

バウチャーのことではなくてアンケートのことなんですけれど。

戸田座長：

では先に宮尾さんどうぞ。

宮尾委員：

多分、副座長のお話というのは、例えば、オランダであってもイギリスであっても、そのイギリス方式、オランダ方式があったとしても、それが日本にいいかどうか、上田にいいかどうかということ判断する話し合いのモデルとして、どういうふうに使っているんだというのをもうちょっと図だとか、具体的に示して話をしていた方が皆の話がしやすい。ただ、言葉とかこうだっていうと、理念的なものは何となく分かるんだけど、実際、どの様に予算配分をしながらバウチャーを行われているかというのは中々分かりづらいので、どの国のものであっても、もうちょっと具体的に数字も見れたりする方がいいって、そういうのをまとめて話した方がいいということではないですか副座長。

荒井委員：

勿論、そうなんですけれど、その他に皆さんも多分同じご意見だと思いますけれど、アンケートを市民の皆さんにとる時に、やっぱり一番バウチャーをきちんと捉えて、そしていいも悪いも判断出来る資料がなければいけないということなんです。だからそれにはこの学校選択制の分類みたいに自由選択制とブロック選択制があります。ブロック選択制ではこんなバウチャーができるんだよとか、あるいは隣接区域選択制ではこんなふうに来るんだよというのがあれば、そうじゃあこれとこれを組み合わせたらこんなものが出来るのかと、だったらこれはいいではないか。魅力があるなあ、やってみてもいいかもしれないとか、あるいはとんでもないと、こんなことしたらこんな不都合が生じるじゃないかというような判断ができるわけです。その判断の材料がなければアンケートをやっても何も意味がないわけですね。そういう資料を一番詳しい方々のお作りいただければいいかなということですね。

宮坂委員：

今の先生のお話と関連するんですけども、先程から出ているアンケートをとるということ、アンケートをとって市民がどういう考え方を持っているかということを知るといことはとても大事なことでと思います。ただ、何となくお話をお聞きしていると、学校選択制がもう認めた、そういう段階で自由選択だとか、隣接だとかというさっきの5つのことをとられると、これはまた違う方向にいっちゃうと思いますので、その理解をしてもらうということがとても大事で、バウチャーにしても、それから学校選択制にしても、それをどの様に説明をするというのが、解説をして、それでアンケートをつくるという、だから作ってください。事務局の方で作ってください。はいっていう、そういうものではないと

思います。私達が本当に市民が理解をして答えというか、解答が出来るようなそういうものをしっかりつくって、そしてお願いしていくことじゃないかなと思います。だから、安易にアンケートというのは、危険だなと思います。

戸田座長：

そのアンケートは関わらないのがいいということですか。やり方論ですか。ちょっとその辺説明してください。

宮坂委員：

中味の問題だと思います。だからそれをとる前の段階が大事だなと思うんです。そのアンケートと付随して一緒に理解してもらう資料を付けるならばそれはそれですけども、その内容ですね。

戸田座長：

アンケートをやる時は勿論、中味については吟味しますが。

宮坂委員：

そうでしょうね。そして今、言う、いいところだけじゃなくて、問題点というもの、そういうものをはっきりバウチャーにしても、そういう両面を理解してもらうような内容を理解してもらって、それからアンケートかなって私は思います。

戸田座長：

それは成功例のアンケートは一杯ありますので、そういうのを参考にして作ればいかなあと思いますね。どうでしょうかね。そろそろ時間になっちゃって次のテーマに入らないんだけど。

佐藤委員：

時間が迫ってきて5時までですよ。検討委員会をつくってアンケートをするっていうんですけども、今、宮坂先生おっしゃったように、ただ説明だけの紙を書いたアンケートじゃなくて、やっぱりこれを市民の方に理解していただくには、1回やそこらじゃ分からないと思うんですよ。学校選択のいい点、それからよくない点、バウチャーのいい点、悪い点とかそういうものやるには、何回か市民の皆様を集めた公聴会なり、勉強会なり、公開討論会なり、そういうものの順序を踏んでいった中で最後にはアンケートというのも一つの方法だと思いますけれど、そこにいくまではやはり何回かそういうものを積み上げていかないと、いきなりアンケートと言われてもアンケートの項目によっても大分左右されると思いますので、そこにいく段階には、最終的にはアンケートで勿論いいと思いますけれど、まだ踏まなければいけない課程は多々あると思います。ここでアンケートがいいといって決を採ってやるとかそういう問題じゃなくて、まだそこにいくにも検討すべきものがあると思うんですけども。

戸田座長：

ちょっと整理しにくいんですけど話が。というのは、保護者や地域住民の声を聞きなさいという声があって、そしてアンケートをとりなさいと言って、じゃあ具体的にとりましょうかと言ったら、いやそれは色々案があるからアンケートをとる前に検討をしてって、こういうふうに言ったら、それはアンケートをとった方がいいんですか、とらない方がいいんですか。こちらとしては結論の出しようがないですよ。それでアンケートをとる時にある程度何についてとるのかという説明をするのは当然のことだし、そこは市民が一定の理解力、常識を持っているということは当然のことですから、小学生にアンケートをとるわけじゃないですから、必要最小限度の説明を付してアンケートをとるということだと思います。方法も先程から色々出ていますけれど、それは方法論が非常に大事ですから、そういうことで、要するにとる方向なのか、とらない方向なのかということをやっと話が振り出しに戻っている

ような感じがありますのでどうしましょう。

齊藤忠彦委員：

私、最初にアンケートについて、今日、提案したんですけれど、やっぱりアンケートがないと先に進めないというか、市民の声がないと進めないという壁にぶち当たっているのでも必要だと思っ
てんですが。私が最初に提案したのは、この有識者会議でアンケートをとるというのではなく、投げてしま
うようではいけないんですが、先程、福井委員からは教育委員会から出すのはそういう組織を構成する
のはちょっとおかしいというお話をいただいたんですが、今までの事例を見てみると、教育委員会から
アンケートを保護者宛に出して、そこから選択制について考えて、例えば、過半数に達して賛成が得ら
れても、それはやはり厳しいという、教育委員会または市町村の所轄で判断があって先に進むというよ
うな流れをいくつか本などで見えています。私は保護者にしても有識者会議からいきなりアンケートをと
られても、これはいきなり何だなんてちょっとびっくりしてしまうかと思うんですが、教育委員会から
提案するようなかたちでのアンケートにしていけないと、ちょっと先に進まないのではないかなと。又、
アンケートを作るにも本当に大変なことだと思うので、やはり専門の部会を作るぐらいの勢いでやって
いかないと厳しいのではないかなと思います。

あとバウチャーについては、今日、意見も出ていますが、バウチャーについて今、意見を問う段階で
はないと私は思うので、やはりバウチャーの導入については厳しいというふうに考えています。意見を
問う必要もないというふうに考えています。

戸田座長：

アンケートの取り方、先程、福井委員からは教育委員会がやるべきではない。今、正反対のご意見が
出たんですけれど、今日はそれを議論しても当事者が一人いませんで、時間も差し迫っていますから、
ちょっとアンケートの問題は預からせてください。こちらで考えてみます。予算のこともありますね。
それから教育委員会が取るべきということについては、それだけは私は反対しておきます。これは話す
と長くなるからしませんが、文科省の調査がいささか怪しいと同じように教育委員会の調査につい
ては、非常に疑問があるので、むしろ市当局が取った方が中立公正、だから国でも内閣府で取ったアン
ケートと文科省が取ったアンケートは全然違うんです。物凄いバイアス（偏り）がかかりますから、な
るべくバイアスがかからない中立的なセクションから中立的に取るべきだというふうに考えます。だか
らそこだけはちょっと私は意見が違いますので申し添えておきますが、いずれにせよその問題はちょ
っとペンディング（懸案事項）にさせていただいて、今日はここまでということにさせていただきまして、
1月については、またちょっと事務局も含めて議題、その他、今日、出てきましたご意見も検討いたし
ます。あと予算の問題とかそういうこともございますので、総合的に検討させてください。

宮尾委員、大変申し訳ありません。テーマ、幼保小中高一貫のことを本当にご準備いただいたのに全
然出来なくて大変申し訳ないと思いますが、次回以降、何らかのかたちでもし時間があればまたやりた
いと思います。そんなことで、第9回の有識者会議は閉じたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。